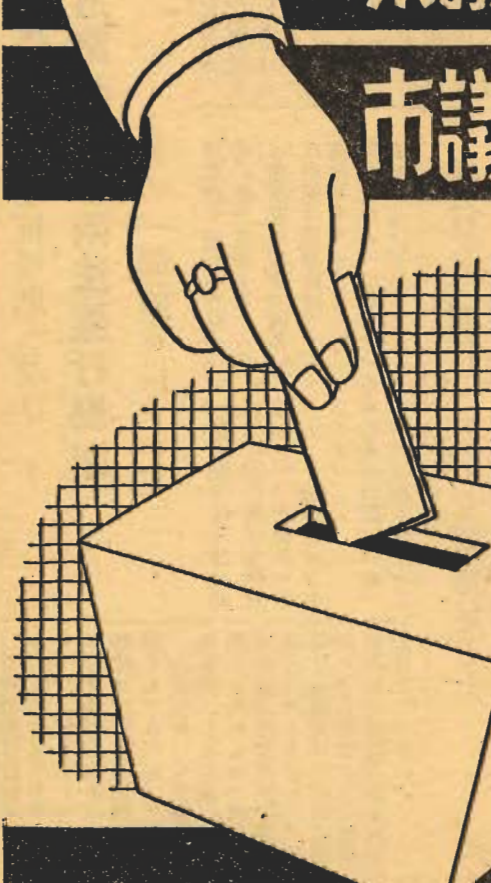


館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北條109番地
電話館山67.68.186番

県議会議員 選挙 4月23日

市議会議員 選挙 4月30日



私たちの生活に

直接ひびくことです

もれなく投票しましょう

総人口	60,279人
日数	12,556
出生	139人(男57・女73)
死亡	58人(男36・女28)
産別	5件
婚姻	62件
離婚	5件

昨年十二月の第二十臨時國會で公職選挙法が改正になりました。そのおもなものは選挙公報の擴充・連呼制の強化による選挙の公正確保・連呼行為の禁止等による選挙運動の適正化等であり、この改正の点は大体次の通りであります。

(公職者の立候補)

公職で候補者となることのできなない公務員が立候補の届出をする時は公務員をやめたという証明書を添付して立候補の届出をしなければならなかつたのが今回の改正によつて、公務員退職に関する法令の規定にかかわらず立候補したその届出の日には公務員をやめたことになりなされることになりました。

(飲食物の提供について)

従来選挙運動について湯茶以外の飲食物を提供することは禁止されていましたがこれが湯茶及び通常用いられる程度の菓子以外の提供禁止と改められ、また選挙運動員や選挙のために使う事務者に対し一定の範囲内で弁当を支給しても差しつかえないことになりました。

(連呼行為の禁止)

選挙運動のための連呼行為はできなくなり、従つて自動車・自転車等て連呼して行くことは許されません。ただし演説会場及び停車して街頭演説する場合は差しつかえありません。

(選挙運動用自動車)

選挙運動に使用する専用自動車は一台に限られ、乗用車か小型貨物自動車であつて、大型自動車は原則として使用できなくなり、またこの自動車に乗れる者は、運転手(そ

の交替員を含め二人に限る。)を除いて四人まで限定され、これらの者は一定の腕章をつけなければならないことになりました。

(選挙機の使用)

参議員(全閣選出)を除くすべての選挙には選挙機は一掃しか使用できないことになりましたが、個人演説会場には別に一掃使用できることになりました。

(文書図画の制限)

選挙運動用の自動車にボスター・立札・ちよん・ちんを掲げることはできなくなり、選挙事務所を表示するためのちよんちんは一個度四十五種、高さ八十五センチ以内、ボスター・立札・看板は数に制限はないが、縦二尺七寸、横七寸三寸以内で、演説会場におけるボスター・立札・ちよんちん、看板は演説の開催中のみ掲げることができ、なお通常葉書は、市議五百枚、縣議二千枚頒布できることになりました。

改正された公職選挙法

(連座制)

選挙運動を総括主宰した者及び出納責任者が負收等をして處罰された場合、候補者も當選は無効と改められました。

従来は候補者に対する免責規定があり當選無効となることはなかつたのでありますが、今回の改正で連座制が強化になり免責規定がなくなつたのであります。ただし手続き上、候補者の當選無効とする裁判は総括主宰者出納責任者の刑罰を決定する裁判が終了したのち別に行ふことになつているので責任者の犯罪が決定しても自動的に候補者が當選を失ふことにはなかりません。

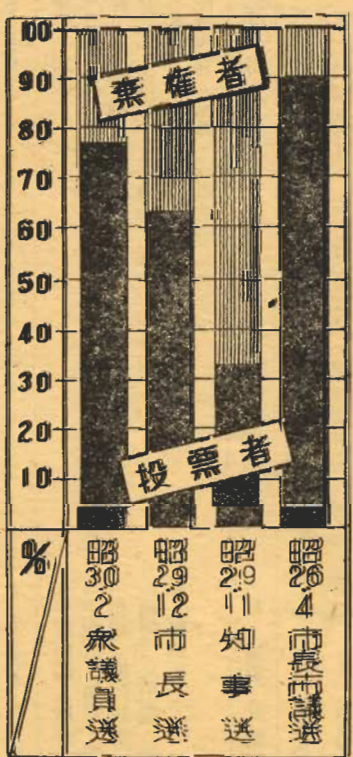
市内各投票所別の

基本選挙人名簿確定數

二月二十四日現在で調製した基本選挙人名簿は次の通り確定しております。

投票所名	男	女	計	投票所名	男	女	計
第一 安房衣産高校講堂	七五七	八八八	一、六四五	第十一 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第二 館山小學校講堂	三、〇四五	三、〇二一	六、〇七六	第十二 館山町神戶出張所	三七一	三七五	七五二
第三 長須賀公會堂	一、一五二	一、四八八	二、六四〇	第十三 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第四 北條小學校講堂	三、〇二一	三、〇二一	六、〇四二	第十四 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第五 安房第一高校講堂	三、〇二一	三、〇二一	六、〇四二	第十五 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第六 館山町八幡神社内	一、六	三、〇二一	三、〇二七	第十六 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第七 那古小學校講堂	一、六	三、〇二一	三、〇二七	第十七 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第八 那古小學校講堂	一、六	三、〇二一	三、〇二七	第十八 館山町分電場	三六六	三〇五	六七一
第九 館山町西神戶出張所	三、〇二一	三、〇二一	六、〇四二	第十九 館山町九重出張所	三六六	三〇五	六七一
第十 西小學校講堂	三、〇二一	三、〇二一	六、〇四二	計	一、六二二	一、九一五	三、五三七

館山市における最近の選挙投票状況



公明選挙は明るい

政治への入口

四月廿三日は県議会議員、四月廿四日は市議会議員の投票日です。選挙はいうまでもなく、公正にして明瞭な権力行使の中で行われ、選挙でなくてはなりません。昨年は又公職選挙法の改正があり、ますますこの公明選挙の必要性が認識され強化されてきておられます。今度の選挙は私達市民にとつて一番身近な選挙であり深い關心と期待をもたなければなりません。そして一人一人が、正しく明るい心で自分の信ずる人に投票してこそ、まき社会がつくられ、市民福祉の増進と國家の秩序安定が保たれるのであります。この公明選挙の自覚と認識を更に深められて、どうぞ投票日には、どなたも棄権しないで與えられた選挙権を正しく行使して立派な県民、市民の代表を選びましょう。

館山地区

乳牛共進会結果

第一回館山地区乳牛共進会は去る三月二十六日小町町内、館山町十餘軒が参加し、盛況に開催された。どの乳牛も、健やかなる姿で、いかに飼育の成果が現れたかが、決定された。

- 縣知事賞 小谷 一作
- 縣賞 南條 小原 謙治
- 縣共済連賞 家保 保生所
- 後援会賞 正木 庄司 考雄
- 郡賞 加藤 武次
- 町賞 石井 行雄
- 太神宮 渡邊 力
- 氏名 龜入 久松
- 正木 和四郎 繁藏
- 神余 小峰 源治
- 千倉町 青木 武夫
- 江田 和田 謙治
- 大綱 小形 正
- 佐野 山田 金吾
- 正木 庄司 幸太郎
- 正木 田嶋 作雄
- 正木 和四郎 徳治
- 正木 生福 清
- 北條の二科副外十七名

